

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク【上郡町地域防災計画(2024.3月発行)】

①【上郡町地域防災計画：災害・危機の想定(風水害・土砂災害)】

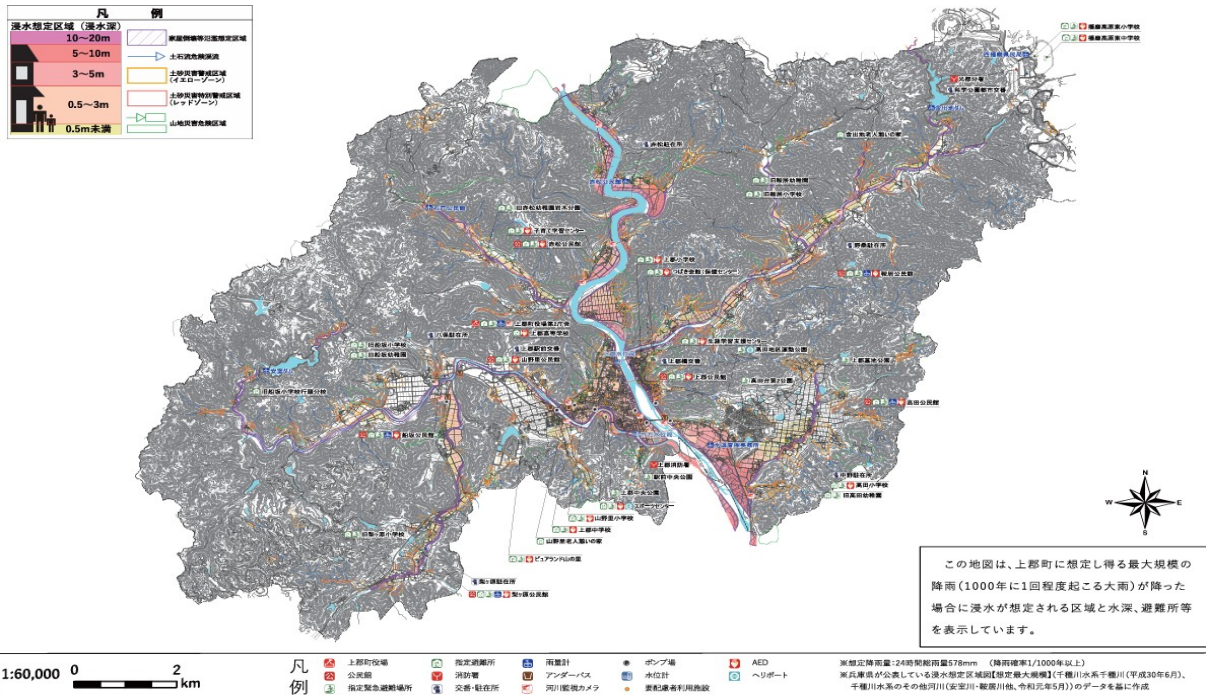
上郡町は兵庫県の南部最西端に位置し、南には赤穂市、東には相生市、たつの市があり、北には佐用町が隣接し、西は岡山県備前市と隣接している。

町の中央部を北から南に千種川が貫流して町を大きく2つに分ち、町の中心部で鞍居川と合流、さらに1km下流で安室川が流入している。川の流域は平坦地になっており、標高は概ね50m以下である。また、海拔300~400mの山地が連なり、町域の大半が山地、高原、丘陵部で占められている。

上郡町の河川の現況においては、2級河川では千種川、安室川、高田川、岩木川、鞍居川、梅谷川、細野川、梨ヶ原川、大富川、杉尾川、カチジ川の11河川で、その流路総延長は約67kmである。(千種川以外の流路延長は53.35km) また準用河川として羽山谷川外7河川があり、その流路総延長は10.4kmである。さらに、砂防河川として三軒屋谷川外37河川がある。

また、上郡町の過去の災害も台風及び集中豪雨といった風水害によるものが主で、堤防の決壊、橋梁流失、家屋浸水等、大被害を繰り返し受けてきた。

【上郡町全域版：洪水浸水・土砂災害ハザードマップ】



上郡町では、千種川等の洪水による越水被害や堤防決壊、集中豪雨やゲリラ豪雨による町内の浸水被害、大雨等に伴う急傾斜地の崩壊等が予想される。これまでの災害の傾向や局地的豪雨の多発等から、地形等の違いによって地区ごとに想定される災害は以下のとおりである。

地区	予想される災害
上郡地区	千種川及び鞍居川の越水、堤防決壊及び内水氾濫による浸水害、土砂災害
山野里地区	千種川及び安室川の越水、堤防決壊による浸水害、土砂災害
高田地区	高田川の越水及びため池決壊による浸水害、土砂災害及び集落の孤立 千種川の越水及び堤防決壊による浸水害
高田台地区	雨水排水による浸水害、宅地崩落
鞍居地区	鞍居川の越水による浸水害、土砂災害及び集落の孤立
赤松地区	千種川の越水及び堤防決壊による浸水害及び集落の孤立、土砂災害
岩木地区	岩木川の越水による浸水害、土砂災害及び集落の孤立
船坂地区	梨ヶ原川及び安室川の越水による浸水害、土砂災害

②【上郡町地域防災計画：災害・危機の想定（地震災害）】

・海洋性巨大地震 — 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、フィリピン海プレートとアムールプレートとのプレート境界の沈み込み帯である、南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震のことで、2011年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が検討した、南海トラフ沿いで発生すると想定される最大クラスの地震を「南海トラフ地震」と称する。また、この地震による上郡町における予想最大震度は、兵庫県公表データでは震度5強と予想されている。なお、上郡町は沿岸部を有しないので、津波による被害はないが、震度に影響する建物の倒壊や土砂崩れ等の災害の恐れは十分にあるため、日ごろからの対応が必要である。



・内陸部地震 — 山崎断層帯

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯であり、長さは約32kmでほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯となっている。

山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧 勝田郡勝田町）から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約79kmで、左横ずれが卓越する断層帯。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、長さは約13kmで、東北東－西南西方向に延びており、右横ずれが卓越する断層となっている。なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かなぎき）郡福崎町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なるため、地震本部では北西部と南東部に分けて評価を行っている。上郡町が影響を受ける断層は「山崎断層帯主部 北西部」である。内陸性直下型地震の中では最も警戒が必要な地震である。



③【上郡町地域防災計画：大規模事故】

想定する「大規模事故」とは、列車及び大型車両等の衝突・横転等の事故、大火災、爆発等大規模で住民生活に重大な被害を及ぼす事態をいう。上郡町における大規模事故災害の想定は以下のとおりとする。

航空機事故災害	定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の航空機の墜落等による災害
鉄道事故災害	J R山陽本線及び智頭線の列車による衝突・脱線・転覆・火災及びガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載貨物列車からの流出等による事故
交通事故災害	国道 373 号、国道 2 号等の幹線道路における多重衝突等の大事故、ガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載車両からの流出等による事故災害
危険物等災害	L P ガス等の高圧ガス、塩素ガス、放射性物質及び毒物、劇物等の漏洩や爆発等による事故災害
大規模火災	住宅密集地における大規模延焼火災、多数の者や要配慮者が利用する避難・消火活動に制約がある大規模施設（宿泊施設、ショッピングセンター、社会福祉施設等）の災害、林野火災の延焼
その他の災害	その他の大規模な事故災害

④【上郡町地域防災計画：健康危機】

「健康危機」として、次の原因により生じる住民の生命や健康の安全を脅かす事態を想定する。

健康危機	毒劇物、感染症、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生じる住民の生命や健康の安全、生活環境を脅かす事態が発生し、または発生するおそれがある場合
------	--

⑤【上郡町地域防災計画：感染症、サイバー攻撃等】

・感染症

新型インフルエンザ等（感染症）は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

・サイバー攻撃等

AI・RPA システムといった、デジタル技術の活用が進む中、ソフトウェアやハードウェアに存在する脆弱性が悪用され、外部からの悪意ある攻撃により、システムが損傷を受けたり、情報の漏えいにつながるリスクがある。またデジタル化の急速な発展により、情報技術を使いこなせる人とそうでない人の間に生じる情報格差（デジタルデバイド）も問題となっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 485 社
- ・小規模事業者数 407 社

【内 訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	91	76	町内に広く分散している
	製造業	40	34	山間部に事業所が集積している
	卸・小売業	136	114	町内中心部に集中している
	飲食・宿泊業	46	39	町内中心部に集中している
	サービス業・その他	172	144	町内中心部に集中している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組み

- ・町・住民・事業所等が相互に連携・協力する防災コミュニティの形成を通じ、災害による被害を最小限に抑えることを基本理念とする上郡町地域防災計画の策定。
- ・防災訓練等、自主防災活動の実施。
- ・災害ボランティアの登録・育成。
- ・住民に対する防災知識の普及啓発。

2) 当会の取組

- ・事業者へのBCP等に関する国の施策の周知。
- ・事業者へのBCP策定セミナーの開催。
- ・兵庫県共済協同組合と連携した火災共済、福祉共済等への加入促進。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・事業者向けにBCP策定セミナーの実施。
- ・事業者向けにBCP等に関する情報提供及び周知。
- ・火災・水害・地震等の災害に対する備えを万全なものにするため、兵庫県共済協同組合の「火災・地震保険」、「休業対応応援共済」、「福祉共済」等の加入促進並びに現在加入の共済の見直しについて、助言・提案を実施。

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

(当町の課題)

- ・毎年実施している自主防災組織の活動状況調査の結果、活動状況にバラつきが見られ、防災意識の高い組織とそうでない組織とに分かれる。
- ・自主防災組織の活動が停滞している要因として、高齢化や過疎化、地域の防災リーダーの不足等が挙げられる。
- ・連合自治会を単位とした地区自主防災組織連合会の活性化及び組織体制の強化が必要である。

(当会の課題)

- ・町内の小規模事業者の事業継続力強化計画（BCP）への取り組み（申請）状況を把握する事が難しい。
- ・当会では、BCP策定セミナーを開催してきたが、実際に策定に至った事業所は少なく、またセミナーの回数が増えるにつれ事業者の関心も徐々に薄れ、参加者は減少した。

【対策】

(当町の対策)

- ・自主防災活動の意識の向上と防災リーダーの育成を図るため、継続的な防災訓練の実施。
- ・災害時においては「自分の命は自分で守る」ことが基本であることについての住民に対する周知徹底。
- ・ボランティア・住民活動の育成事業の実施及び受け入れ体制の確立。
- ・住民の防災意識の向上を図るため、上郡町地域防災リーダーと連携した防災出前講座の実施。

(当会の対策)

- ・継続したBCP策定セミナーの開催とBCP等に関する情報周知。
- ・関係機関と連携し、火災・水害・地震等の災害に対する備えを万全なものにするため、保険や共済の加入や見直しの助言・提案を行う。

III 目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害リスク等の認識を促すとともに、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時及び非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町との間における被害状況の報告・共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が講じられるよう、組織内における体制及び関係機関との連絡体制を平時から構築する。
- ・年1回「BCP策定セミナー」を実施する。その際にBCP策定及び自然災害等のリスクへの対応状況に関するアンケート調査を実施し、BCP策定及び共済加入・見直しに関する助言・提案を行うことで、災害リスク等への備えを促進する。

○成果目標

(目標件数)

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標	
			BCP	事業継続力強化計画
485	407	R8	2	2
		R9	2	2
		R10	2	2
		R11	2	2
		R12	2	2

○共済・保険制度の増強件数

(目標件数)

事業年度	兵庫県共済 (火災・地震)	休業対応 応援共済	業務災害保険	福祉共済
R8	3	3	3	5
R9	3	3	3	5
R10	3	3	3	5
R11	3	3	3	5
R12	3	3	3	5

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・計画期間 5年間(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

1. 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況について

- ・経済産業局や自治体等と連携し、町内小規模事業者におけるBCP(事業継続計画)の策定状況等の取組状況を把握する。
- ・町内会員事業所については、独自にBCP(事業継続計画)の策定状況等に関するアンケート調査を実施し、取組状況の把握に努める。

2. 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・町広報誌や商工会報、ホームページ(随時)等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・生命保険・傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対する普及啓発(セミナーの開催や施策の紹介等)や、事業継続の取組に関する専門家の派遣等を行う。

3. フォローアップ

- ・巡回、窓口相談時等において、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画の再策定、再申請に繋げる支援・助言を行う。
- ・当会と当町担当課間で、当計画の状況確認や改善点等について協議を行う。

4. 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・町広報誌や商工会報、HPを活用して町内事業者の事業継続力強化に関する事例を周知することで、町内事業者への訴求力向上に努める。

5. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を締結する保険会社や兵庫県共済協同組合と連携を図り、BCP策定手法等ノウハウの提供や専門家の派遣、町内事業者(会員事業所以外を含む)を対象としたセミナーを開催し普及啓発に努める。
- ・各種自然災害リスク等に対応した補償や保険・共済加入についての説明、提案を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示を依頼するとともに、セミナー等の共催を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

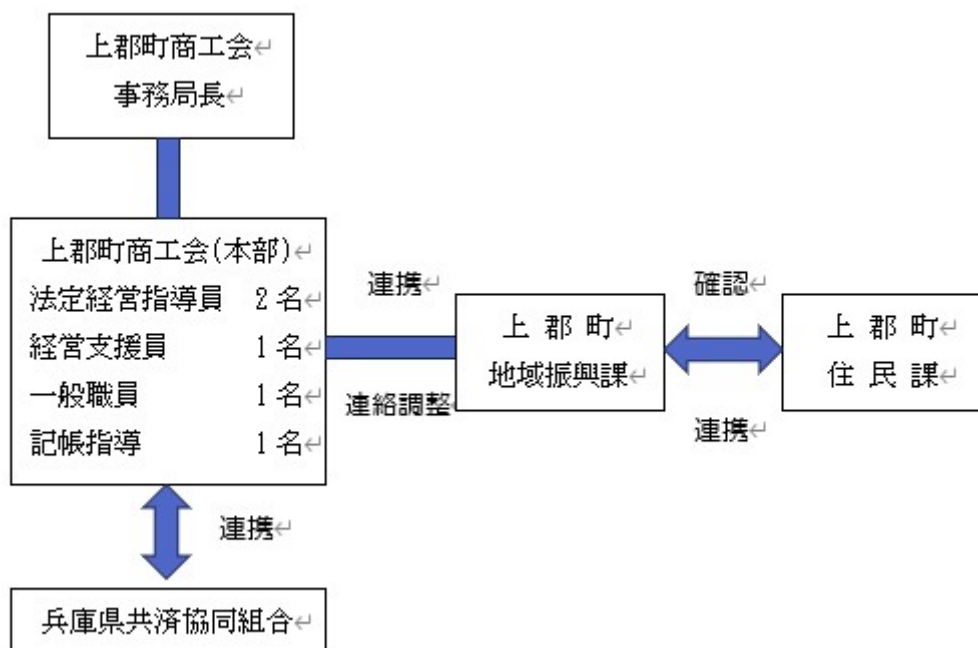
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・当会は、当町地域振興課と連携し、同課を通じて住民課とも連携しながら、地域の実情を踏まえた災害リスクの把握を行う。合わせて、当計画の進捗状況の確認及び改善点等について協議を行う。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・法定経営指導員を設置（矢野正博・田中佑樹）し、巡回指導の実施並びに策定支援からフォローアップまでの支援体制を構築する。
- ・保険、共済への加入・見直しについては、兵庫県共済協同組合と連携し推進・助言を実施する。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員2名、経営支援員1名、一般職員1名、記帳指導1名の体制で、実施状況等定量的に把握し、効果検証及び評価を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・関係機関で開催される研修等に積極的に参加することにより資質向上に努める。
- ・各種施策や保険、共済等の情報収集に努める。

(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 矢野正博、田中佑樹（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

- ・経営指導員 矢野正博・田中佑樹は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

上郡町商工会 経営支援課

〒678-1233 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278

TEL：0791-52-3710 / FAX：0791-52-3833

E-mail:kamigori@gold.ocn.ne.jp

②関係市町村

上郡町 地域振興課

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278

TEL：0791-52-1162 / FAX 0791-52-3293

E-mail：chiiki@town.kamigori.lg.jp

上郡町 住民課

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278

TEL：0791-52-1115 / FAX 0791-52-6490

E-mail：jyumin@town.kamigori.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	237	237	237	237	237
・ 専門家派遣費	99	99	99	99	99
・ セミナー開催費	88	88	88	88	88
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
兵庫県補助金、上郡町補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等